国土交通省

第5回　長良川遊水地
河川環境調査検討会
【資料2】

第5回　長良川遊水地河川環境調査検討会
【前回検討会における主な指摘と対応】

令和8年10月15日
国土交通省　中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

長良川遊水地河川環境調査検討会について

国土交通省

○本検討会は、長良川の美濃市地区及び関市地区における遊水地整備を対象に、事業箇所及び周辺を含めた環境調査を継続し、重要種等の分布を確認するとともに、生態系に配慮して生息環境の保全に努めていくことを目的とし、その具体的な手法について検討※するために令和3年12月に設立。

※検討事項：事業箇所及び周辺を含めた環境調査・対策手法の検討、重要種の分布の確認、継続的な環境調査への助言　等

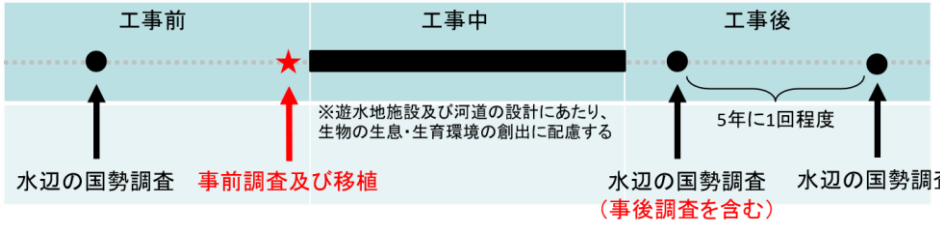
○これまで4回開催し、検討会にてまとめた「長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方（次ページ以降にてこれまでの検討会資料を再編）」に基づいて、遊水地整備（個別の工事毎）にかかる影響範囲を特定し、その移植等保全対策を検討した後、工事前及び工事後に報告することとしている。

＜これまでの検討会の履歴＞

検討会の開催履歴	
第1回　検討会 令和3年12月24日	・本検討会の背景・目的 ・美濃市地区、関市地区の環境特性 ・長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方について
第2回　検討会 令和4年9月29日	・美濃市地区、関市地区の生態的な機能と影響範囲について ・保全対象種の選定について ・保全対象種の移植先について ・移植対象種の事前調査について
第3回　検討会 令和6年11月25日	・美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について ・関市地区の整備に係る動植物の保全対策について
第4回　検討会 令和7年10月2日	・美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について ・関市地区の整備に係る動植物の保全対策について

＜遊水地の工事実施にかかる調査の流れ＞

これまでの検討会での検討を踏まえ、工事を実施する前に事前調査を実施し、工事後には水辺の国勢調査等を活用してモニタリングを行う。



※1　遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する。
※2　各段階における調査には河川水辺の国勢調査を含む。

環境調査・移植等保全対策の判断指標

国土交通省

○これまでの検討会において、遊水地事業による河川の環境調査や移植等保全対策の判断指標を「長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方」として検討とりまとめ。

河川環境保全の基本的な考え方

遊水地計画の設定
【長良川中流域：美濃市、関市地区】

↓

河川環境調査の実施

↓

①重要種の確認

↓

②生息・生育環境の評価

↓

③影響範囲の評価

↓

④影響範囲に応じた
環境調査と移植等保全対策

↓

基本的な考え方に基づく
工事の実施（調査含む）

①重要種の確認



②生息・生育環境の評価





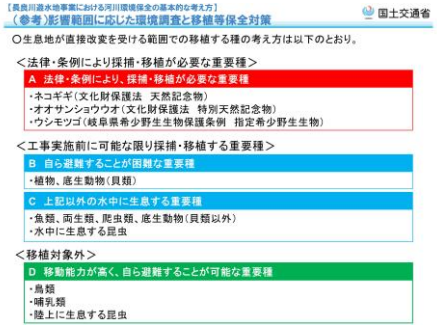
③影響範囲の評価

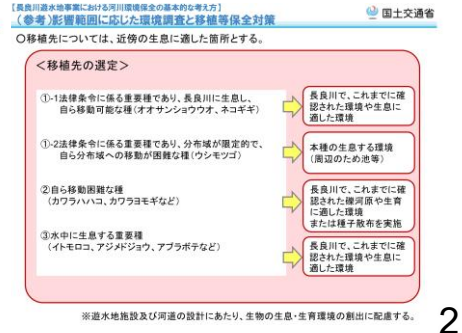




④影響範囲に応じた環境調査と移植等保全対策



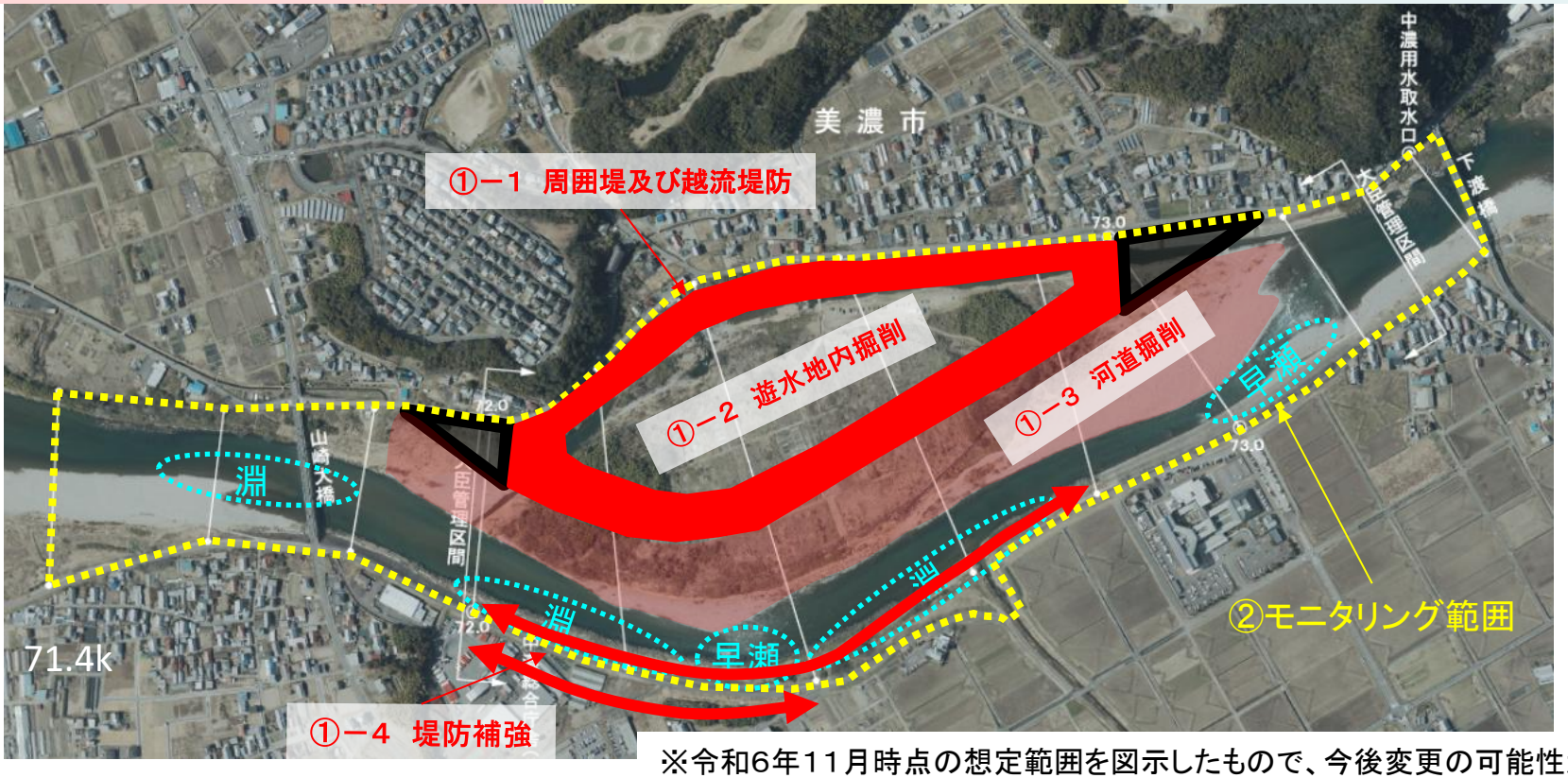




事業による影響範囲の評価【美濃市地区】

○美濃市地区における遊水地事業の影響範囲は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲	②間接的な影響を受けると考えられる範囲	③間接的な影響も受けないと考えられる範囲
1. 周囲堤及び越流堤整備箇所 2. 遊水地内掘削箇所 3. 遊水地前面の河道掘削箇所 4. 左岸堤防の補強箇所 ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する	影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う 71.4k～下渡橋までを設定 ※モニタリングにより変更する場合がある	①、②以外の範囲



※令和6年11月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

事業による影響範囲の評価【関市地区】

○関市地区における遊水地事業による影響範囲は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲	②間接的な影響を受けると考えられる範囲	③間接的な影響も受けないと考えられる範囲
1. 周囲堤及び越流堤整備箇所 2. 遊水地前面の河道掘削箇所 ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する	影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う 66.6k～鮎之瀬橋までを設定 ※モニタリングにより変更する場合がある	①、②以外の範囲



※令和4年9月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある。

前回(第4回)検討会における主な指摘と対応

国土交通省

○前回検討会における主な意見とその対応を下記に示す。

	主な意見	前回検討会時の回答	対応の結果
これまでの検討経緯について			
①	説明文で、「湧水を必要とする魚類」という表現は「湧水に依存的」または「湧水に強く影響を受ける」等の表現に改めた方が良い。	前回検討会後に修正。	―
②	間接的な影響を受けると考えられる範囲について、上下流端の設定の考え方を示すこと。	―	p7 にて説明。
美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について			
③	遊水地予定地は、元々、定期的に出水の影響をうける氾濫原の環境で、陸化して耕作地に利用してきたとすれば、氾濫原の環境に戻すという考えもあっても良いのではないか。 周囲堤の周囲や、その上下流の岸際は、積極的に氾濫原環境を整備していくことが考えられる。	氾濫原環境の整備は、ご指摘を踏まえて検討していきたい。 一方で、中島は過去に人為的に造成され、中島の上流端にある床止めによって内川の流れが安定している可能性がある。現状を整理して報告させていただきたい。	p8 にて説明。

前回（第4回）検討会における主な指摘と対応

国土交通省

主な意見		前回検討会時の回答	対応の結果
美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について			
④	左岸の護岸整備について、施工に伴う騒音・振動等の水中の生物への影響等を確認してほしい。	―	p9 にて説明。

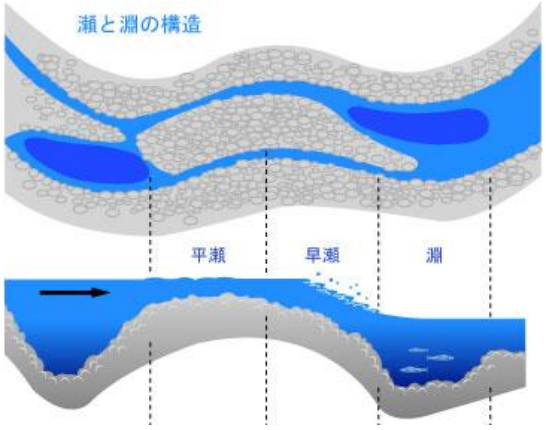
前回（第4回）検討会における主な指摘②と対応

国土交通省

○「長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方」における“間接的な影響を受けると考えられる範囲”の設定の考え方については、以下の2点より範囲を設定している。

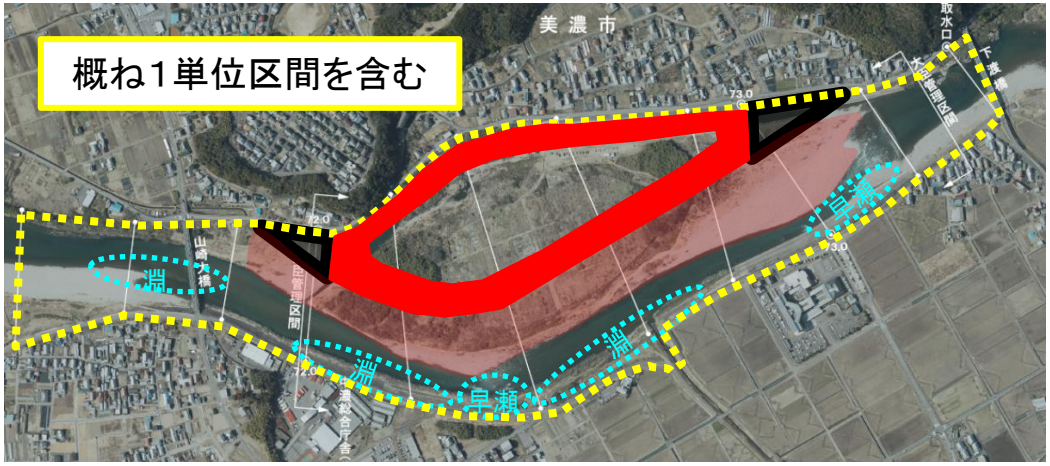
① 河川では、一般的に　−早瀬−淵−平瀬−早瀬−…　を繰り返して蛇行しており、この繰り返し（淵−平瀬−早瀬）を単位に生物の生息環境等を区分する考え方があり、事業対象地の上流・下流のそれぞれで概ね1単位を含む範囲を対象と設定した。

② 継続的な調査の利便性を考慮して、橋梁や距離標の位置を踏まえて範囲を設定した。



	平瀬	早瀬	淵
水深	浅い	浅い	深い
水面	しわのような波	白波がたつ	波立たない
速度	やや速い	速い	緩い
底質	沈み石	浮き石	砂泥など

出典：河川用語集～川のことば～ 国土交通省 国土技術政策総合研究所
（https://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/052/html/052_main.html　令和8年9月閲覧）



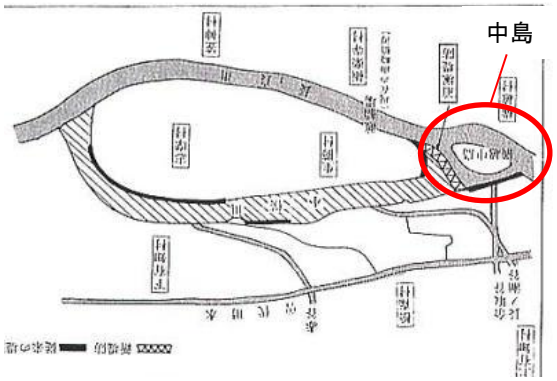


前回(第4回)検討会における主な指摘③と対応

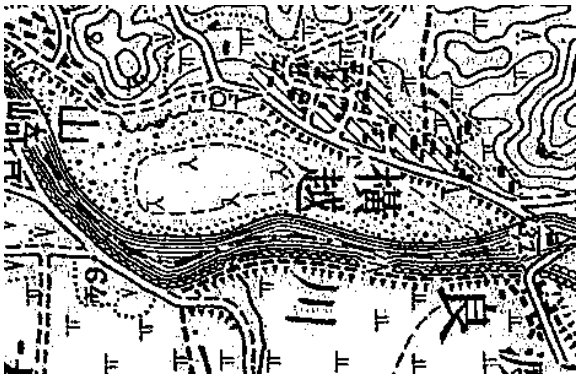
国土交通省

○美濃市地区における中島が過去、氾濫原の環境を有していたのかを確認するため、中島や流路の形成過程を整理した。

○中島は、明治時代以前より存在したとされるが、過去の空撮写真より判読すると内川の流路は確認できず、平常時は流水が無かったものと考えられるが、中濃用水施設の整備以降は、内川の流路が確認できるようになる。



1877年(明治10年)頃:美濃市史



1909年(明治42年):地理院地図



1972年(昭和47年):地理院空中写真



1982年(昭和57年):地理院空中写真



1986年(昭和61年):地理院空中写真



1990年(平成2年):地理院空中写真

前回(第4回)検討会における主な指摘④と対応

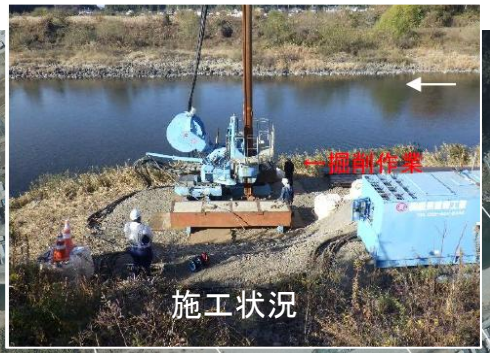
国土交通省

○令和7年度の護岸整備については、工事による騒音・振動等に反応して魚類・両生類が忌避行動(水際から飛び出す)を起こすか鋼矢板式基礎の試験的な施工に際し、調査を実施した。

○矢板建込に先行する掘削作業に伴う水中の振動が確認されたが、魚類はコンクリートブロック等の隙間で遊泳し、忌避行動は見られなかった。なお、ネコギギ、オオサンショウウオは確認されなかった。

調査日:令和7年12月11日(木) ～12日(金)

調査方法:矢板圧入前の掘削作業個所の前面を対象に、工事の前面の水際で潜水観察を行った。





参考資料

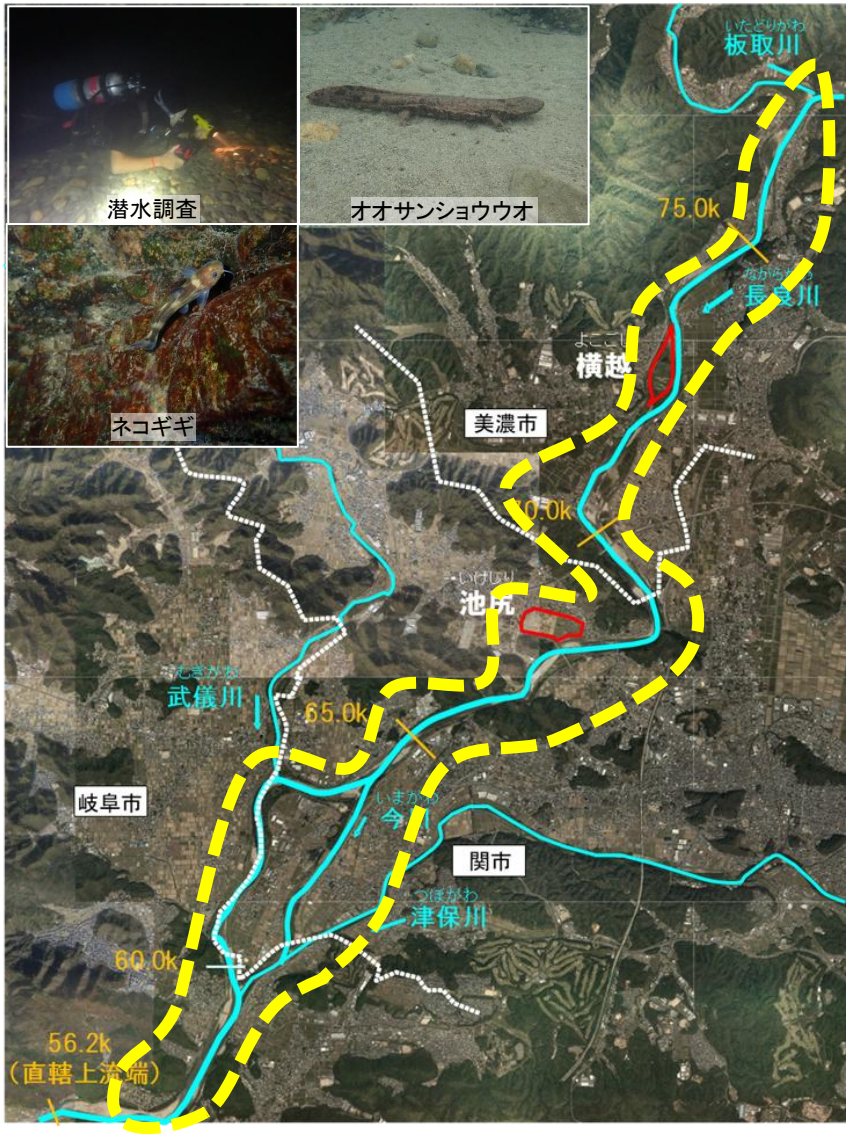
【長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方　等】

長良川中流域で確認された重要種

国土交通省

○ 長良川中流域では国、岐阜県において環境調査を実施しており、ネコギギ、オオサンショウウオをはじめとした重要種が確認されている。

長良川約57～約80k間で実施された環境調査の位置図



長良川約57～約80k間で確認された重要種一覧

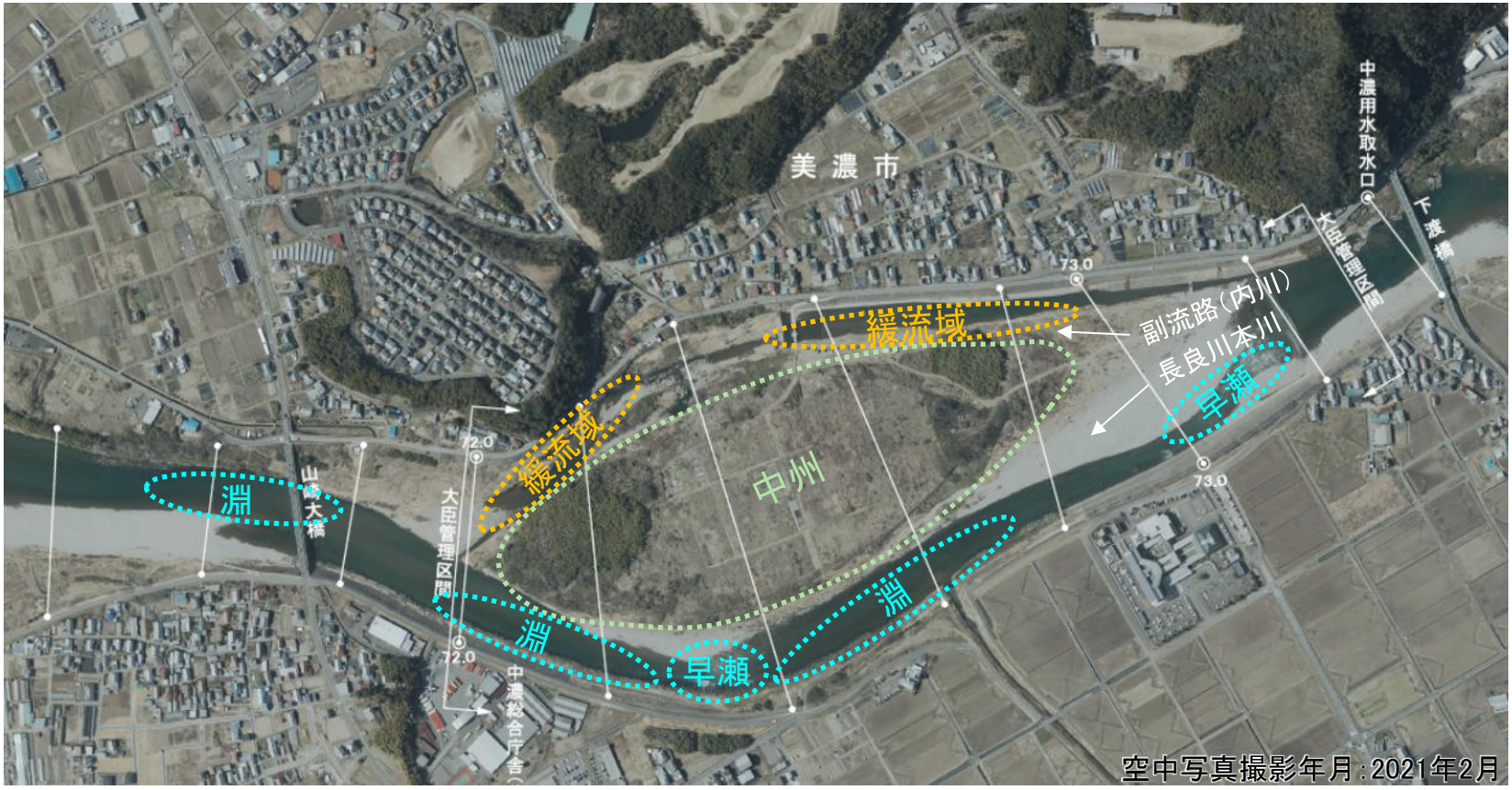
種名		重要種カテゴリー		
		文化財保護法	環境省RL	岐阜県RDB
魚類				
	スナヤツメ類		VU	Ⅱor準
	ニホンウナギ		EN	
	ヤリタナゴ		NT	準
	アブラボテ		NT	準
	ヌマムツ			準
	ウシモツゴ		CR	Ⅰ
	カワヒガイ		NT	
	ゼゼラ		VU	
	イトモロコ			準
	ドジョウ		NT	
	トウカイコガタスジシマドジョウ		EN	
	アジメドジョウ		VU	
	ネコギギ	天然	EN	Ⅰ
	アカザ		VU	
	サツキマス（アマゴ）			準
	カジカ		NT	
	チチブ			NT
	カマキリ		VU	
底生動物				
	マルタニシ		VU	準
	コシダカヒメモノアラガイ		DD	
	ナガオカモノアラガイ		NT	
	トンガリササノハガイ		NT	Ⅱ
	マツカサガイ		NT	Ⅱ
	キイロサナエ		NT	
	コオイムシ		NT	
昆虫類				
	コオイムシ		NT	
	タガメ		VU	Ⅱ
	コシロシタバ		NT	
	クロゲンゴロウ		NT	
	コガムシ		DD	
	ヤマトアシナガバチ		DD	
	ヤマトスナハキバチ本土亜種		DD	
鳥類				
	ヒクイナ			準
	カイツブリ			準
	ケリ		DD	
	ミサゴ		NT	
	オオタカ		NT	準
	サシバ		VU	準
	ハチクマ		NT	準
	ハヤブサ		VU	準
両生類				
	オオサンショウウオ	特天	VU	Ⅱ
	トノサマガエル		NT	
爬虫類				
	ニホンイシガメ		NT	準
哺乳類				
	カヤネズミ			準
植物				
	クヌギ			不足
	ミズマツバ		VU	

文化財保護法　特天：特別天然記念物、天然：天然記念物
環境省RL　(2018)　CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
岐阜県RDB (2010)　Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準：準絶滅危惧、不足：情報不足

出典：長良川自然環境調査(H13；魚類、底生動物、昆虫類、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、植物)　【岐阜県】
河川水辺の国勢調査(H12；魚類)　【国交省、岐阜県】
長良川中流部環境調査（H27～R1；魚類、底生動物、昆虫類、鳥類、植物【国交省】

生息・生育環境の評価【美濃市地区】

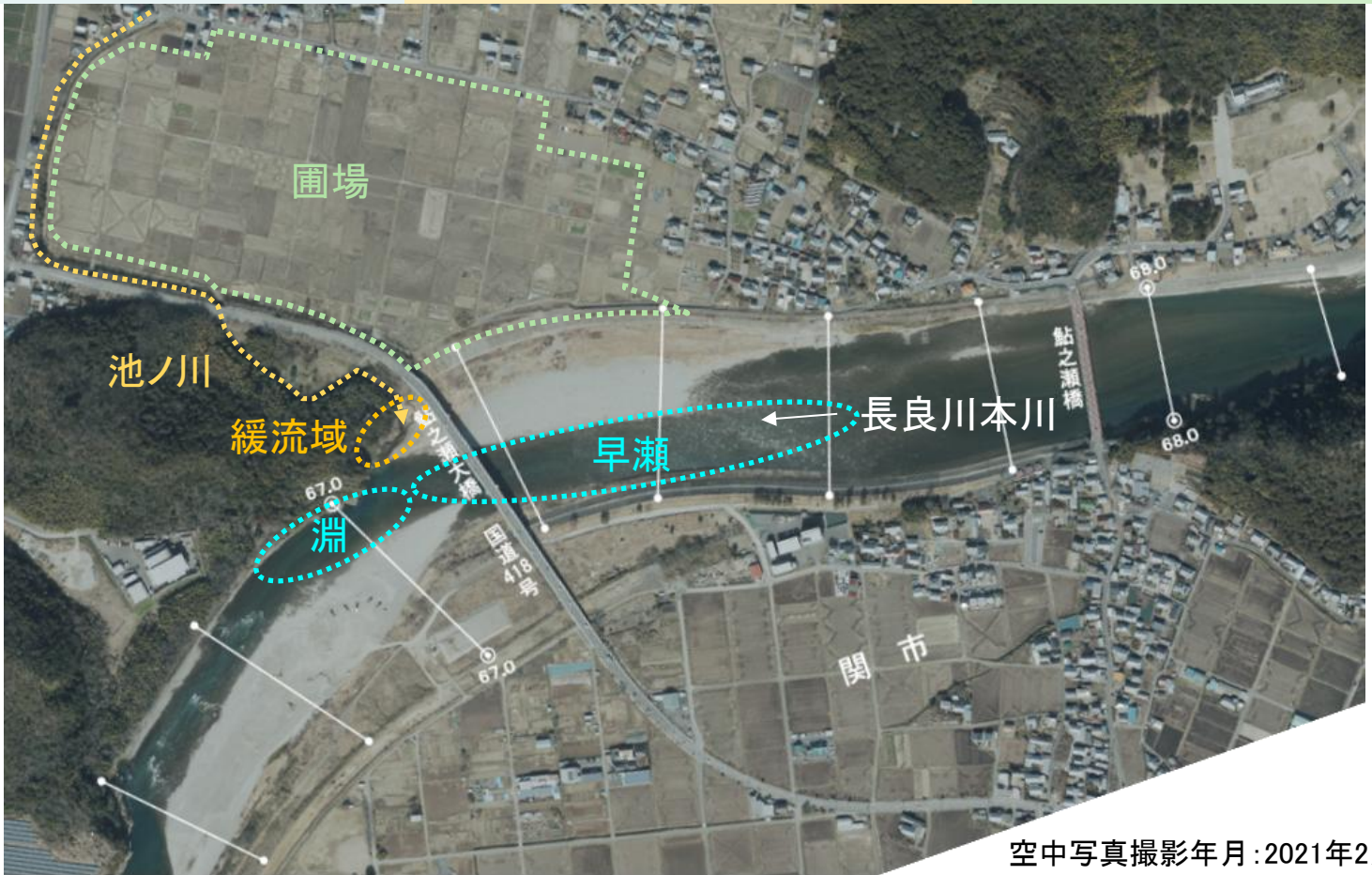
長良川本川	副流路（内川）	中州
・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。 ・また、流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能が想定される。	・緩流域を好む魚類の生息場や繁殖場、湧水に強く影響を受ける魚類の越冬場や産卵場、魚類全般の出水時の避難場としての機能が想定される。	・河原植物の生育場や猛禽類の餌場としての機能が想定される。



生息・生育環境の評価【関市地区】

国土交通省

長良川本川	池ノ川	圃場
・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。 ・また、 流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能が想定される。	・二枚貝類が生息し、魚類の生息場や繁殖場としての機能が想定される。	・両生類や昆虫類、魚類の繁殖場や成育場、湿地性植物の生育場としての機能が想定される。

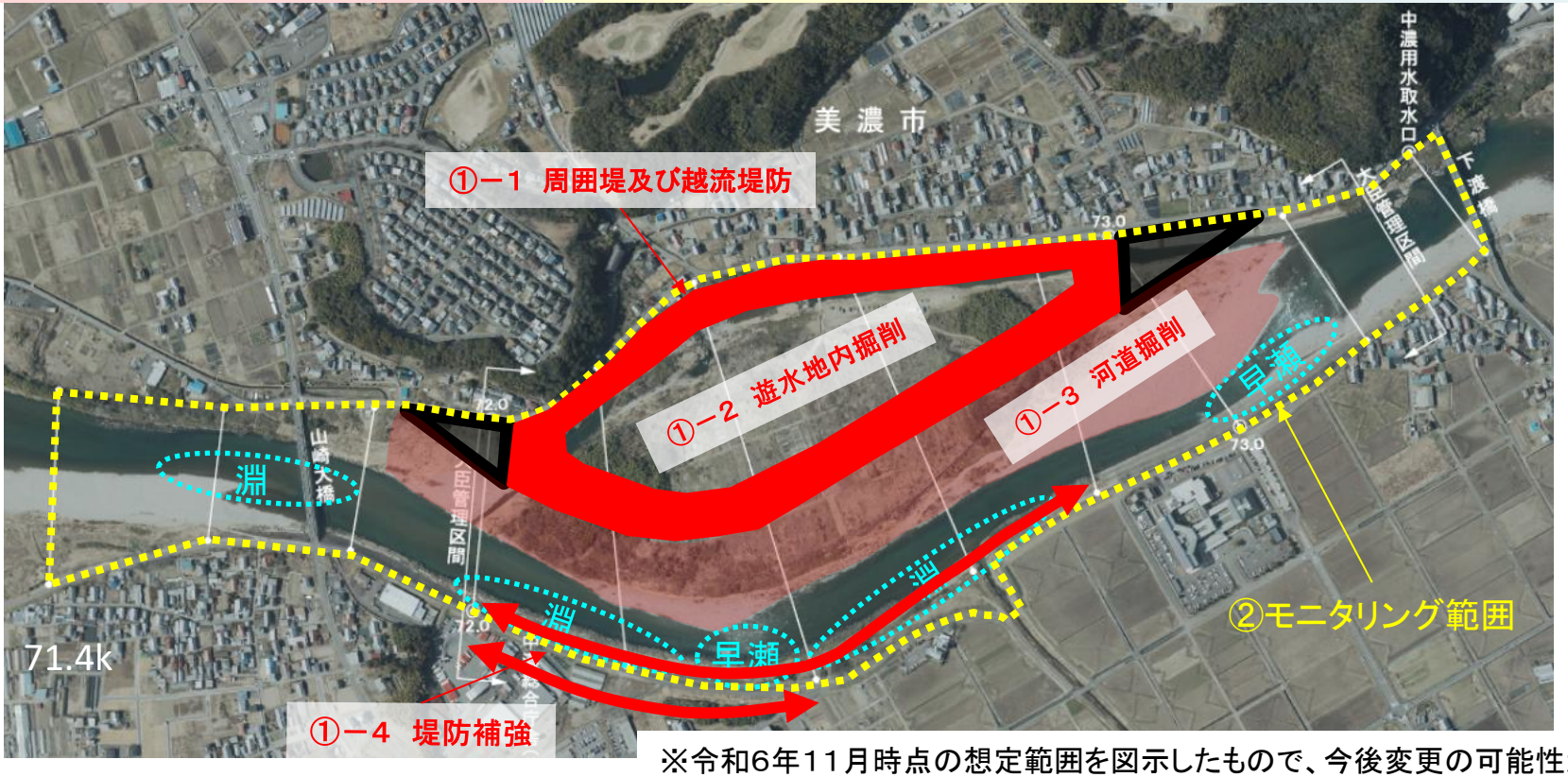


空中写真撮影年月：2021年2月

事業による影響範囲の評価【美濃市地区】

○美濃市地区における遊水地事業の影響範囲は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲	②間接的な影響を受けると考えられる範囲	③間接的な影響も受けないと考えられる範囲
1. 周囲堤及び越流堤整備箇所 2. 遊水地内掘削箇所 3. 遊水地前面の河道掘削箇所 4. 左岸堤防の補強箇所 ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する	影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う 71.4k～下渡橋までを設定 ※モニタリングにより変更する場合がある	①、②以外の範囲



※令和6年11月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

事業による影響範囲の評価【関市地区】

○関市地区における遊水地事業による影響範囲は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲	②間接的な影響を受けると考えられる範囲	③間接的な影響も受けないと考えられる範囲
1. 周囲堤及び越流堤整備箇所 2. 遊水地前面の河道掘削箇所 ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する	影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う 66.6k～鮎之瀬橋までを設定 ※モニタリングにより変更する場合がある	①、②以外の範囲



※令和4年9月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある。

影響範囲に応じた環境調査と移植等保全対策

○長良川遊水地の整備における河川環境保全の基本的な考え方は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
対象	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査 個別調査	水辺の国勢調査	水辺の国勢調査 （必要に応じ個別調査）	水辺の国勢調査	水辺の国勢調査	
対策	移植	移植	（必要に応じ保全対策）	—	—	

②生息地が直接改変されないが、濁水等の間接的な影響を受けると考えられる範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
対象	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査		水辺の国勢調査 （必要に応じ個別調査）	水辺の国勢調査	水辺の国勢調査	
対策	—		（必要に応じ保全対策）	—	—	

③生息地が直接改変されず、濁水等の間接的な影響も受けないと考えられる範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
対象	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査					
対策	—					

※なお、法律・条例に基づき指定される重要種については、法令に基づき必要な調査を適宜実施する。

影響範囲に応じた環境調査と移植等保全対策

○生息地が直接改変を受ける範囲での移植する種の考え方は以下のとおり。

＜法律・条例により採捕・移植が必要な重要種＞

A　法律・条例により、採捕・移植が必要な重要種

・ネコギギ（文化財保護法　天然記念物）
・オオサンショウウオ（文化財保護法　特別天然記念物）
・ウシモツゴ（岐阜県希少野生生物保護条例　指定希少野生生物）

＜工事実施前に可能な限り採捕・移植する重要種＞

B　自ら避難することが困難な重要種

・植物、底生動物（貝類）

C　上記以外の水中に生息する重要種

・魚類、両生類、爬虫類、底生動物（貝類以外）
・水中に生息する昆虫

＜移植対象外＞

D　移動能力が高く、自ら避難することが可能な重要種

・鳥類
・哺乳類
・陸上に生息する昆虫

影響範囲に応じた環境調査と移植等保全対策

○長良川中流域で確認された重要種の移植の考え方は以下のとおり。

種名		重要種・注目種カテゴリー					法律・条令により移植が必要な種	可能な限り移植する重要種		移植対象外
		文化財保護法	岐阜県条令	環境省RL	岐阜県RDB	流域委員会※	①法律・条例指定の重要種	②自ら避難が困難な重要種	③右記以外の水中に生息する重要種	④自ら避難が可能な重要種
魚類										
	スナヤツメ類			VU	準				●	
	ニホンウナギ			EN					●	
	ヤリタナゴ			NT	準				●	
	アブラボテ			NT	準				●	
	ヌマムツ				準				●	
	ウシモツゴ		指定	CR	I		●			
	カワヒガイ			NT					●	
	ゼゼラ			VU					●	
	イトモロコ				準				●	
	ドジョウ			NT					●	
	トウカイコガタスジシマドジョウ			EN					●	
	アジメドジョウ			VU					●	
	ネコギギ	天然		EN	I		●			
	アカザ			VU					●	
	サツキマス（アマゴ）				準				●	
	カジカ			NT					●	
	チチブ				NT				●	
	カマキリ			VU					●	
底生動物										
	マルタニシ			VU	準			●		
	コシダカヒメモノアラガイ			DD				●		
	ナガオカモノアラガイ			NT				●		
	トンガリササノハガイ			NT	II			●		
	マツカサガイ							●		
	キイロサナエ			NT					●	
	コオイムシ			NT					●	
昆虫類										
	コオイムシ			NT					●	
	タガメ			VU	II				●	
	コシロシタバ			NT						●
	クロゲンゴロウ			NT					●	
	コガムシ			DD					●	
	ヤマトアシナガバチ			DD						●
	ヤマトスナハキバチ本土亜種			DD						●
鳥類										
	ヒクイナ				準					●
	カイツブリ				準					●
	ケリ			DD						●
	ミサゴ			NT						●
	オオタカ			NT	準					●
	サシバ			VU	準					●
	ハチクマ			NT	準					●
	ハヤブサ			VU	準					●
両生類										
	オオサンショウウオ	特天		VU	II		●		●	
	トノサマガエル			NT					●	
爬虫類										
	ニホンイシガメ			NT	準				●	
哺乳類										
	カヤネズミ				準					●
植物										
	クヌギ				不足			●		
	ミズマツバ			VU				●		
	カワラハハコ					○		●		
	カワラヨモギ					○		●		

※法令・条例やレッドリストに基づく重要種以外に、「木曽川水系流域委員会」で長良川中流域の礫河原を代表する種として定められた種

影響範囲に応じた環境調査と移植等保全対策

○移植先については、近傍の生息に適した箇所とする。

＜移植先の選定＞

①-1法律条令に係る重要種であり、長良川に生息し、自ら移動可能な種（オオサンショウウオ、ネコギギ）	長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境
①-2法律条令に係る重要種であり、分布域が限定的で、自ら分布域への移動が困難な種（ウシモツゴ）	本種の生息する環境（周辺のため池等）
②自ら移動困難な種（カワラハハコ、カワラヨモギなど）	長良川で、これまでに確認された礫河原や生育に適した環境または種子散布を実施
③水中に生息する重要種（イトモロコ、アジメドジョウ、アブラボテなど）	長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境

※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する。